2018年6月13日

Japan tax alert

EY税理士法人

米国が中国への追加関税を発動へ 投資制限や輸出管理強化も

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html

エグゼクティブ・サマリー

2018年5月29日、米トランプ政権は声明を発表し、1974年通商法301条（以下、「301条」）の調査に基づく措置の公表日程を明らかにしました。声明では、通常の関税に加えて課される25%の追加関税の対象となる500億ドル相当の中国からの輸入品のリストが、2018年6月15日までに米通商代表部（USTR）から公表されるとしています。当該追加関税はその後速やかに賦課されることになります。

また声明では、2018年6月30日までに中国の個人や団体に対して、投資制限及び輸出管理の強化を行うトランプ政権の方針が公表されました。トランプ政権は、この措置の目的は中国の個人や団体による産業上の重要技術の取得から米国の安全保障を守るためとしています。詳細及び導入日程は、公表案の中で明らかになる予定です。

加えて声明は、知的財産権のライセンスをめぐる中国の差別的慣行が知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）違反に当たるとして米国が2018年3月23日に世界貿易機関（WTO）に提訴した訴訟について、引き続きWTOによる紛争解決を求めていくトランプ政権の姿勢を改めて示しました。

Building a better working world

詳細解説

2018年4月3日、USTRは米国への輸入時に25%の追加関税の課税対象となる中国製品のリスト案を公表しました[1]。この1,300品目に及ぶ詳細なリストは、2018年3月22日にトランプ大統領が、推定年間500億ドル[2]の損害を米国に与えている中国による米国の知的財産権侵害に対抗して、相応する中国への貿易特恵措置を停止すると発表したことを受けたものです。トランプ大統領は、301条調査に基づく追加関税対象品のリスト案作成をUSTRに指示していました[3]。

5月11日までに受領されたリスト案に対するパブリック･コメントは5月15日から17日の間に検討されました。加えて、リスト案の掲載品目の維持、削除又は追加に関する証言を聞くための公聴会が米国際貿易委員会において開催され、2018年5月22日まで公聴会に対する反論コメントの受付が行われました。

3日間の証言の公聴記録は公表済であり、利害関係者から寄せられたパブリック･コメントは3,154件を超えました。公聴会には、企業、業界団体及び貿易団体の代表が参考人として出席しました。参考人による陳述の後、USTR、税関･国境警備局（CBP）、国務省、商務省、財務省及び労働省の当局者が質問しました。

政府当局者からの質問の焦点は、概ね、中国製品を代替するための米国製造業の強化に要する時間、調達先の代替案、消費者への影響、及び追加関税がもたらす意図せぬ結果に絞られていました。また当局者は、外国貿易地域（FTZ）関係者への影響を理解することにも関心を示していました。FTZ関連の質問に対して、複数の参考人は、FTZは海外の製造業と競争するために設置されたものであり、逆転関税*（inverted tariff）の優遇措置の廃止はコストの上昇と米国の雇用の喪失につながるであろうと証言しました。

* 逆転関税（inverted tariff）とは、最終製品の関税率が構成部品の関税率より低い場合に、FTZから米国内に最終製品を引き取る際に最終製品に係る関税のみを支払うことを選択できる制度のこと。

公聴会の概要

追加関税案に対する参考人の意見は賛否が分かれました。

追加関税への賛成意見

追加関税に賛成意見を表明した参考人は、主として鉄鋼メーカー及び特定の鉄鋼製品の販売業者、太陽電池メーカー、建設資材（セラミック･タイル、ドア、木製品等）の国内メーカー等でした。

これらの参考人は、追加関税が消費者物価を上昇させることを認めつつも、中国との競争が補助金の問題を含めて不公正であることから、公平な競争環境を実現するための追加関税は不可欠であると証言しました。当該関税を支持する要因として挙げられたのは、特に鉄鋼のように即時又は数カ月以内に増加が見込まれる需要に応えるだけの過剰生産能力を有する業界にとって、当該関税は米国内の製造と雇用の拡大をもたらす可能性があるとの見方や、調達を米国のサプライヤーから海外の中国企業に移転させた小売業者は削減したコストを顧客に還元せずに利益として留保しているという見方でした。

追加関税への反対意見

追加関税に反対意見を表明した参考人は多数に上り、主としてライフサイエンスセクターの企業、機械及び自動車部品メーカー、化学メーカー、テレビ小売店、靴及びアパレル小売店等でした。これらの参考人が強調したのは、代替国からの製品調達には時間がかかること（6カ月から長い企業では5年）、及び米国内での製品の調達や製造（テレビの生産や特定の自動車部品の製造等）は商業的に実行可能ではなく、特定の製品カテゴリーでは米国以外の他の国に生産が移転する可能性の方が高いことでした。加えて、追加関税が避けられない場合、これは消費者に直接転嫁される可能性が高いことが指摘されました。また、グローバルな供給及び製造のバリュー･チェーンに対する長年の海外投資が、運営停止の可能性を含む深刻な影響を受けることも指摘されました。

意図せぬ結果

一部の参考人は、追加関税がもたらすであろう意図せぬ結果を指摘しました。挙げられたのは、追加関税が課されない海外における特定の製品生産の拡大が潜在的に奨励されること、当該関税に対抗してすでに発表又は示唆されている中国の報復措置への懸念、当該関税によって直接又は間接の影響を受ける幅広い製品の調整期間中に業界の縮小によって生じ得る直接的な雇用の喪失等でした。

企業のアクション

パブリック･コメントと公聴会の手続きが完了し、最終リストの公表期限を2018年6月15日に控えた今、中国原産品の輸入を行っている企業は、301条の関税の対象となる品目が及ぼす影響に備えた準備を開始する必要があります。

「中国製造2025」計画に関連する品目を含む産業上の重要技術に焦点を合わせるトランプ政権の方針は2018年5月29日の声明において維持されていることから、対象となる品目は、当初のリストに掲載された品目、もしくはコメントと公聴会の検討プロセスにおいて特定された品目、又はこれら両方に類似したものになる可能性が高いと思われます。

中国に製品を輸出している企業は、追加関税に対抗した中国の報復関税を課されることを想定すべきです。中国は2018年4月4日、米国が301条の関税を発動した場合の報復関税の対象として、500億ドルの貿易額に相当する106品目を発表しました。中国は当該報復措置に加え、さらなる措置を講じる可能性があります。

中国製品を米国に輸入している企業であれ、米国製品を中国に輸出している企業であれ、追加関税による悪影響を受ける可能性のある企業は、今すぐ以下のような対応策を取ることが求められるでしょう。

- 影響を受ける製品の範囲、潜在的なコスト、及び代替的な調達の選択肢を十分に理解し、影響を軽減する機会を見極めるため、自社のサプライ・チェーン全体をマッピングする
- 支払関税の繰延、削減、又は還付のための戦略（保税倉庫、FTZ、関税還付制度等の活用）を立案する
- 追加関税の対象となる輸入品の関税評価額を最小化するための戦略として、現在の移転価格アプローチの見直しや米国への輸入に係るファーストセールの活用を検討する

さらに、ホワイトハウスは追加的な輸出管理を間もなく導入するとしていることから、中国への輸出業者は、違反の原因となる取引を回避するために必要とされる調整を自社のスクリーニング・システムにおいて即時に行えることを確実にする必要があります。

米国と中国は最近、トランプ政権によって指摘された貿易不均衡と安全保障上の懸念事項について協議するための会合を開き、中国は、重要な製品（米国産の自動車等）に係る特定の貿易制限や障壁を緩和しつつ米国製品の購入を拡大すると発表しました。その一方で、双方の国が、国際通商に影響を及ぼし得るような追加関税や措置を推進していく可能性があります。

巻末注

1. 米通商代表部（USTR）整理番号第USTR-2018-0005号「Notice of Determination and Request for Public Comment Concerning Proposed Determination of Action Pursuant to Section 301: China's Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation（301条に基づく措置決定案に関する決定の通知とパブリック・コメントの募集:技術移転、知的財産権、及びイノベーションに関する中国の法令、政策、及び慣行）」（2018年4月3日）。2018年4月4日付のEYグローバル・タックス・アラート「US publishes list of China-origin products to be subject to an additional 25% duty; China retaliates with similar duties」を参照。
2. 本アラートにおける表記通貨は米ドルを指します。
3. 2018年3月22日付のEYグローバル・タックス・アラート「Trump Administration announces imposition of $50 billion in tariffs on Chinese origin goods – specific product list to be announced」を参照。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

大平 洋一	パートナー	yoichi.ohira@jp.ey.com
原岡 由美	エグゼクティブ ディレクター	yumi.haraoka@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。
メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. http://www.eytax.jp/mailmag/ を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

@EY_TaxJapan
最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問･ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人
ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて
EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト･アンド･ヤング･グローバル･リミテッドのグローバル･ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト･アンド･ヤング･グローバル･リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について
EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180613

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp